

港長公示神第 1-2 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和元年 12 月 9 日

阪 神 港



六甲アイランド南地区における航泊の禁止について

阪神港神戸区第 6 区六甲アイランド南地区の埋立工事について、工事区域の西側が拡張されることから、下記のとおり、船舶の航泊を禁止（当該工事に従事する船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、港長公示神第 31-1 号（平成 31 年 3 月 1 日付）は、本公示をもって廃止する。

記

1 期 間 令和 2 年 1 月 10 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間

2 区 域

アの地点からウの地点までを順次に結んだ線及びエの地点からカの地点までを順次に結んだ線、並びに第七防波堤、大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖処分場）東側護岸、北側護岸及び西側護岸により囲まれた海面

基点：神戸第六防波堤灯台 (34-40-14N 135-14-43E)

ア点：基点から 82 度 3,370 メートルの地点 (34-40-28.69N 135-16-54.38E)

イ点：ア点から 172 度 990 メートルの地点 (34-39-56.70N 135-16-59.60E)

ウ点：イ点から 262 度 250 メートルの地点 (34-39-55.82N 135-16-49.84E)

エ点：基点から 109 度 2,890 メートルの地点 (34-39-43.35N 135-16-30.29E)

オ点：エ点から 240 度 1,065 メートルの地点 (34-39-26.20N 135-15-53.95E)

カ点：オ点から 329.5 度 1,741 メートルの地点 (34-40-15.21N 135-15-19.95E)

3 その他

航泊禁止区域図（略図）のとおり、灯浮標及び標識灯が設置され同期点滅する。

ただし、エ点とオ点、オ点とカ点の間の黄色灯浮標の設置は、令和 2 年 1 月 10 日に合わない場合があるが、順次、早期に設置される。

航泊禁止区域図(略図)

